

り災証明書・被災証明書について

●り災証明書・被災証明書とは

り災証明書とは、被災した住家の損害の程度を市が証明するものです。
また、被災証明書とは住家に付随する動産や車両などが被災したことを市が証明するものです。

これらは被災者支援に関する手続き等の際に必要な場合があります。

●必要なもの

- ・被害状況の写真（現像していなくても構いません）。

次のような写真を撮影しておいてください。

- ・住家のどの部分まで浸水したかがわかる写真

- ・被災を証明する必要がある家財・車両などの写真

※写真撮影後は片付けを始めていただいて構いません。

- ・死亡、負傷・疾病についての証明の場合はその事実がわかるもの

●受付窓口

本庁：10階大会議室（真備地区及び倉敷地区の方）

086-426-3321

水島支所福祉課：真備地区及び水島地区の方

086-446-1114

児島支所福祉課：真備地区及び児島地区の方

086-473-1119

玉島支所福祉課：真備地区及び玉島地区の方

086-522-8118

真備支所保健福祉課：真備地区の方

086-698-5113

倉敷市

